

令和6年2月21日開会

令和6年2月21日閉会

令和6年第2回(2月)臨時会

川根本町議会

令和6年第2回（2月）川根本町議会臨時会会議録目次

| | |
|-----------|---|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

第 1 号（2月21日）

| | |
|-----------------|---|
| ○開 会 | 5 |
| ○開 議 | 5 |
| ○議事日程の報告 | 5 |
| ○諸般の報告 | 5 |
| ○行政報告 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○議案第2号の上程、説明 | 6 |
| ○議案第2号の質疑、討論、採決 | 7 |
| ○閉 会 | 9 |



川根本町告示第4号

第2回川根本町議会臨時会招集告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第3項の規定により、令和6年第2回川根本町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年2月16日

川根本町長 園田 靖 邦



1. 期 日 令和6年2月21日
2. 場 所 川根本町役場
3. 付議事件

(1) 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

| | | | |
|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 佐々木 | 直也 | 君 |
| 2番 | 中野 | 浩和 | 君 |
| 3番 | 藤田 | 至 | 君 |
| 4番 | 中原 | 緑 | 君 |
| 5番 | 澤西 | 省司 | 君 |
| 6番 | 大竹 | 勝子 | 君 |
| 7番 | 杉山 | 広充 | 君 |
| 8番 | 野口 | 直次 | 君 |
| 9番 | 中野 | 暉 | 君 |
| 10番 | 中田 | 隆幸 | 君 |
| 11番 | 中澤 | 莊也 | 君 |
| 12番 | 石山 | 貴美夫 | 君 |

不応招議員（なし）

令和6年第2回川根本町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和6年2月21日(水) 午前9時30分開議

- | | |
|-------|---------------------------------|
| | 諸般の報告 |
| | 行政報告 |
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第2号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について |

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 佐々木 直也 君 | 2番 | 中野 浩和 君 |
| 4番 | 中原 緑 君 | 5番 | 澤西 省司 君 |
| 6番 | 大竹 勝子 君 | 7番 | 杉山 広充 君 |
| 8番 | 野口 直次 君 | 9番 | 中野 暉 君 |
| 10番 | 中田 隆幸 君 | 11番 | 中澤 莊也 君 |
| 12番 | 石山 貴美夫 君 | | |

欠席議員（1名）

3番 藤田 至 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|---------|----------------|---------|
| 町 長 | 藺田 靖邦 君 | 副 町 長 | 秋元 伸哉 君 |
| 総務課長 | 山田 貴之 君 | 税務住民課長 | 坂本 喜弘 君 |
| 総合支所長兼 観光交流課長 | 北村 浩二 君 | 会計管理者兼 会計課長 | 鈴木 浩之 君 |

事務局職員出席者

議会事務局長 高橋 寛明

開会 午前 9時30分

◎開 会

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。令和6年第2回川根本町議会臨時会を開会いたします。

————— ◇ —————

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
本臨時会に説明員として、町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

————— ◇ —————

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月16日、町長から第2回臨時会を招集告示した旨、通知がありました。本臨時会は、1件の議案が町長から提出されております。
また、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。
以上で、諸般の報告を終わります。

————— ◇ —————

◎行政報告

○議長（石山貴美夫君） 本臨時会招集にあたり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。
○町長（藺田靖邦君） 皆さん改めましておはようございます。先ほど全協で申し上げましたけども、3月定例会に向けてのヒアリングも終わって、皆さんに3月から予算を提示し、採

決していただく段階となっております。まだまだ災害、昨年の災害で70億だったんですが、まだまだ災害においとも、今年いっぱい工事完成ということもあります。そのほか新町計画にのっとりた斎場、し尿処理、これも来年、令和7年に向けてやり遂げなければならない、そういった準備過程の令和6年だと思っております。予算に関しては、70億は今回いかないんですけど、70億近い一般会計ということで、また皆さんにお示ししますが、とても標財で賄える一般会計ではないということ。それは私自身も承知しておりまして、新町計画にのっとり真面目に私は取り組んでるだけでして、やれることを令和7年に向けて今年の予算の反映にしていきたい、そんなふうに思っておりますので、3月予算委員会では皆さんの御協力頂きながら努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） これで行政報告を終わります。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、野口直次君、9番、中野 暉君を指名いたします。

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

◇

◎日程第3 議案第2号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第3、議案第2号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第2号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が12月6日に公布され、戸籍法に基づく事務に係る改正規定が令和6年3月1日から施行されることになりました。

このたび、この改正に併せ、条例上の規定の整備と適正化を図るため、川根本町手数料徴収条例の一部を改正するものです。御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 9時35分

再開 午前10時20分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第3 議案第2号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第3、議案第2号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。6番 大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すいません。この条例改正で、どのくらいの人が、町内のどれくらいの人が必要と思われますか。わかんない。

○議長（石山貴美夫君） 町長 藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 質疑がよく分からない。分からないことには、やっぱ答えられないものだから、よく熟慮して質疑してください。

○議長（石山貴美夫君） 6番 大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） どのくらいの、パスポートを取ったりするのに、かなり時間を要するとか、何か説明を聞いていたときには、かなり面倒くさいなというふうな感じを受けたんですけども、これ、また、どのくらいの人が必要とされるのか、予想が、見込みっていうのか立てられますか。よくわかんない。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長 坂本喜弘君。

○税務住民課長（坂本喜弘君） お答えします。どのぐらいの利用者があるかということでございますけども、現在では見込みを立てることは、ちょっと難しいことと承知しております。以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。ただいま議題となっている手数料徴収条例の一部改正について、反対の立場から討論します。

先ほど説明を聞いたんですけども、利便性の向上がほとんどちょっとイメージできなくて理解ができなかったものですから、利用件数もちょっと分からないということで、これは情報の漏えいなどのリスクが高まるといったデメリットまで起こしてしまう導入と考えられますので、安易に賛成できる内容とは思われないため、本案に対する私の反対討論いたします。

なんか、見切り発車のような感じで受けるんですけども、その点も併せて反対討論いたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。私は、議案第2号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど町長の提案理由の説明にあったとおり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年12月6日に公布され、戸籍法に基づく事務に係る改正規定が令和6年3月1日から施行されることになるという内容でありまして、この改正の趣旨としては、戸籍の情報を全国的に統一して広域的に戸籍謄本等ができるということで、利用者の利便性の向上がまず図られるということと、戸籍の効率化が図られるということで、この内容について問題にする点はないということも考慮し、今回の条例の改正に賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第2号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎閉会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和6年第2回川根本町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年2月21日

議 長 石 山 貴 美 夫

署 名 議 員 野 口 直 次

署 名 議 員 中 野 暉